

令和 6 年第 9 回桶川市農業委員会総会 議事録

令和 6 年 9 月 25 日（月） 午後 2 時から

場所：桶川市役所 3 階 会議室 304

【出席委員】 農業委員	1 秋山重樹、2 天沼省司、3 荒井昌和、4 荒岡克巳、5 岩崎真一、6 植野成美、7 加藤俊子、8 砂川富夫、9 原島貞夫、10 堀口洋人、11 渡邊富二
【欠席委員】	0 人
【傍聴人】	0 人
事務局長	只今より、令和 6 年第 9 回桶川市農業委員会総会を行います。 本日は、農業委員 11 名のうち 11 名の出席があり、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の開会要件を満たしていることを報告いたします。 それでは、次第の 1「開会」を、岩崎委員にお願いします。
岩崎委員	(開会宣言)
事務局長	続きまして、次第の 2「あいさつ」を、砂川会長よりお願いします。
砂川会長	(あいさつ)
事務局長	ありがとうございました。 それでは、これより議事に入ります。 総会会議規則第 4 条の規定により、会長に議長をお願いいたします。 (会長が議長に就く)
議長	只今議長の座を仰せつかりましたので、進行させていただきます。 それでは、次第の 3「議事録署名委員の指名」でございます。 1 番の秋山委員と、2 番の天沼委員にお願いします。
議長	それでは、次第の 4「議事」に入ります。 第 1 号議案「生産緑地に係る農業の主たる従事者等の証明願について」事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、第 1 号議案第 1 号件について説明させていただきます。 被相続人、相続人の氏名、住所、対象地番、地目、面積は資料のとおり

	りです。 買い取り申出者は、被相続人の子でございます。 被相続人が死亡したことにより、申出者が対象地を相続することとなりました。 今後、生産緑地の解除を行うにあたり、被相続人が生前に主たる従事者であったことを確認し、その者が生産緑地を農地として経営することが困難であることを適正に判断することが農業委員会に求められております。そして、その旨の証明書が必要であるため、今回の証明に至っております。 本件の場合、被相続人は亡くなっており、農地を経営することが困難であることは明らかですので、生前に主たる従事者であったことを確認することが必要となっております。 事務局で所有農地の過去の航空写真を確認しましたが、生前も農地は適正に管理されている状態でした。また、買い取り申出者への聞き取りを行いました。被相続人は亡くなる直前まで露地野菜を栽培していたとのことです。その後の従事状況ですが、対象地は親族の協力により農地として維持・管理がされておりました。 事務局からの説明は以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは、第1号議案第1号件について、何か質問等ありますか。
議長	無いようですので、お諮りいたします。 第1号議案第1号件について、承認とのことでよろしいですか。
委員	異議なし。
議長	異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして、次第の5「報告事項」を事務局からお願いします。
事務局	それでは、農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による届出の専決処分の報告をいたしますので、農業委員会総会次第兼資料をご覧ください。 農地法第4条の届出が1件となっており、転用目的は、共同住宅敷地が1件となっております。また、農地法第5条の届出が5件となっており、転用目的は、住宅敷地が4件、資材置場が1件となっております。 なお、令和6年9月20日までに行われた専決処分となっております。 事務局からの報告は以上です。

議長	ありがとうございました。 続きまして、次第 6「その他事項」を事務局からお願いします。
事務局	次に、農業委員会の日程についてお知らせいたします。 次回の現地調査は、令和 6 年 10 月 18 日（金）の午前 9 時から、第 1 班が行いますので、市役所 2 階の会議室 201 にお集まりください。 また、次回の農業委員会総会は、令和 6 年 10 月 25 日（金）の午後 2 時から、市役所 3 階の会議室 304 で行いますので、よろしくお願いいたします。 事務局からは以上です。
議長	他に事務局や委員の皆様から何かございますか。 無いようでしたら、これをもちまして私の職責は以上でございます。 慎重審議ありがとうございました。 事務局長にお返しします。
事務局長	会長ありがとうございました。 それでは、岩崎委員に閉会をお願いいたします。 （閉会宣言） 閉会時間 午後 2 時 1 5 分